

アドベンチャーツーリズム等の新たなインバウンド層の誘致のための
地域の魅力再発見事業

公募要領

- 公募期間
令和3年3月31日(水)～令和3年5月6日(木) 17:00(必着)
- 質問受付期間
令和3年3月31日(水)～令和3年4月16日(金) 17:00(必着)
- 問合せ先
観光庁 観光地域振興部 観光資源課 新コンテンツ開発推進室(担当:加藤、山崎)
連絡先: hqt-rediscovery@mlit.go.jp
注:電子メールによりお問い合わせください。新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、在宅勤務等で担当者が不在の場合が多いため、観光庁への訪問や電話による質問等はお断りさせていただきます。
また、電子メールの件名の冒頭に、必ず「【問合せ】」と付記してください。

令和3年3月

【申請に当たり必ずお読みください】（詳しくは、15 頁を参照してください。）

- 本事業は、観光庁及び専門家並びに地域の関係者が連携して、地域の魅力ある自然・文化・食・建築等の優良資源を発掘及び再認識することにより、継続性が高く有用な観光コンテンツへと磨き上げる取組です。新たなインバウンド層の誘致に向けたこの取組を通し、地域における国内外の観光客の消費額増加や満足度向上を目指します。
- 本公募は、この実証に協力いただける事業実施者を募集するものです。
- 本事業は、**補助金や交付金の類ではなく、観光庁における調査事業の一環として行うもの**であり、国によるこの調査に要する経費を国費により負担するものです。
- 実証事業は、**専門家による事業内容等のコーチング(改善指導等)を取り入れ、専門家との併走により進めていただきます**。このため、**選定過程及び選定後において、実際の実証事業の内容を申請内容(提案内容)から変更していただくことがあり、当該内容等のおり実証を行っていただくとは限りません**。当該内容等は、選定において飽くまで参考情報として扱います。
- 実証事業の選定においては、書面審査に加え、必要に応じて、ヒアリング(遠隔によるものを含む。)を併せて行います。申請書類、ヒアリングで入手した情報、追加で提出された資料等については、選定委員会の委員及び事業事務局(観光庁が別途指定する事業事務局を指す。以下この公募要領において同じ。)に提供します。
- 選定委員会の事務運営は、事業事務局が実施します。選定された実証事業の進捗・執行管理は、基本的に事業実施者のうち基本的に代表となる主体が実施し、事業事務局が側面支援を行います。
- **採択に当たり合意した事項が行われない又は守られない場合、申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合には、経費の一部又は全部が支払われないことがあります**。
- 実証事業によって得られた知見等については、事業終了後に事業報告書として取りまとめ等を行うことにより、得られた知見等について他地域へ広く横展開を行います。
- **本事業は、令和3年度の単年度事業**ですが、**令和4年度以降も**、本事業における実証事業で構築されたスキームを継続的に活用・展開し、**自ら地域の観光需要の創出を目指すことを求めます**。このため、令和4年度以降も事業の進捗について継続して調査する予定です。

I. 事業概要

1. 背景

新型コロナウイルス感染症の影響により、現在、我が国の観光は厳しい状況にあります。こうした状況を踏まえ、政府としては、昨年12月3日に策定した「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」に基づき、感染拡大防止策の徹底を大前提に、当面の観光需要の回復を担う日本人国内旅行の需要を強力に喚起しつつ、その上で、インバウンドについても国・地域ごとの感染収束を見極め、誘客可能となった国・地域から回復を図ることで、現在掲げている2030年の訪日外国人旅行者数6,000万人、旅行消費額15兆円等の目標達成に向けた取組を引き続き行うこととしています。

観光庁では、これまで、訪日観光における消費機会の拡大が期待できる潜在的コンテンツや新たな観光コンテンツの開拓・育成、自然資源・文化資源を含めた観光資源の夜間・早朝における有効活用に向けた取組を、全国各地の観光事業者等と協働して、実施してきました。

この中では、採択した観光事業者等に対する専門家によるコーチング(改善指導等)を行ってきました。このコーチングの対象には、コンテンツの造成のみならず、SNS等を活用したプロモーション等を含めた事業内容や予算計画のほか、地域に埋もれた優良な資源の観光資源としての発掘とその収益化、観光事業の運営に必要な人材確保やチームアップのための育成等が含まれます。このようなコーチングを通し、採択した観光事業者等と専門家との併走により取組を進め、地域における事業の自走した継続運営、全国への好事例の横展開を図ってきました。

また、ウィズ・コロナ時代において、観光においても密集を回避した形態が求められている中で、自然・文化といった我が国の豊富な地域資源を観光コンテンツとして活用し、日本の本質を深く体験・体感できるアドベンチャーツーリズム^{※1}をはじめとして、**国内外の観光客の消費額増加や満足度向上に繋がる観光資源を発掘し、磨き上げる**ことが重要です。

2. 目的

以上の経緯から、自然・文化等の地域資源を活用した観光資源の発掘・磨き上げにおいても、観光庁がこれまでに取り組んできたコーチングのノウハウを取り入れ、**地域の課題抽出から観光資源の発掘、事業の運営体制、計画から実施まで、国及び専門家が地域に密接に関与して地域の自走を促すことにより、地方部を含めた全国各地において、国内外の観光客の消費額増加や満足度向上に繋がる**ことが期待されます。このような認識から、**地域が国及び専門家と協働し、自然・文化等の地域資源から地域が誇る魅力を引き出し、その魅力を活用するとともに、そのために打破すべき地域の課題を抽出した上でその解決を図る実証事業**を行います。

新型コロナウイルス感染症による影響が収束した後、一日でも早く国内外から多くの観光客に国内各地を訪れていただけるよう、感染拡大防止策の徹底を大前提として、広く観光客を受け入れるための受入環境整備や、デジタルマーケティングによる認知度向上等の取組を着実に進めておくことが求められます。また、将来の反転攻勢のための基盤を整備することにより、国内外の観光客の消費額増加や満足度向上に資することを期待し、この時期に、本事業における実証事業の実施者を募集します。

※1:アドベンチャーツーリズムとは、「自然」・「文化体験」・「アクティビティ」の3つの要素のうち、2つ以上で構成される体験型の旅行形態の1つである。アクティビティを通じ、地域の自然・文化を体験することで、旅行者自身が新しい・多様な価値観に触れ、自身の内面が変わっていくような旅のスタイルである。

Ⅱ. 募集内容等

1. 申請条件

事業実施者の対象となる申請者は、次の全ての条件を全て満たす者としてします。

- (1) 原則として、地方公共団体、民間事業者等が連携する組織や団体、協議会等であり、「2. 募集する実証事業」に示す取組が可能であること。単独の主体（地方公共団体、民間事業者等）が申請する場合にあっては、他の主体との連携体制が明確であること。なお、申請に当たっては、代表となる主体を申請団体とし、当該代表となる主体が、複数の申請を行うことは認めない。
- (2) 体制の構成主体に、次に掲げる団体が含まれていないこと。
暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体

2. 募集する実証事業

募集する実証事業の対象は、次の全ての条件を満たすものとしてします。

- (1) 国及び専門家と協働し、自然・文化等の地域資源を活用した観光資源の発掘・磨き上げのために、地域資源の魅力の引き出し・活用及びそのための課題抽出・解決を図るもの。
- (2) 「(1)」を通し、アドベンチャーツーリズム等の新たなインバウンド層の誘致に活用する取組を実施し、地域における観光客の消費額増加や満足度向上を目的に掲げるもの。

3. 実証事業の実施に付随する業務

選定された事業実施者は、実証事業の実施に付随し、次の業務にも取り組むこととしてします。

付随する業務についての詳細は、事業選定後、事業事務局から別途連絡します。

- (1) 事業計画書の作成
実証事業を実施するに当たり、専門家等の意見を踏まえ、事業事務局と調整の上、本申請の内容等を基に、改めて事業計画書を作成していただきます。
- (2) 事業の進捗状況等の報告
選定された実証事業の進捗・執行管理は、基本的に、事業実施者のうち代表となる主体が実施し、事業事務局が側面支援を行います。このため、「2. 募集する実証事業」及び「3. 実証事業の実施に付随する業務」（以下「実証事業等」という。）の期間中は、適宜、進捗状況等を事業事務局へ報告していただきます。
- (3) 事業実施報告書の作成等
実証事業の終了後に、事業実施報告書を作成していただきます。
本報告書では、事業の実施内容のほか、事業成果の結果、課題の抽出、それらの地域への展開に向けた検討等を取りまとめることとしてします。なお、内容や分量に関しては事業事務局

と協議の上で定めます。

また、令和3年度末に開催を予定している成果報告会等において、実証事業の成果を報告していただくことがあります。

4. 応募申請書の記載

申請に当たっては、「2. 募集する実証事業」に掲げた条件が満たされるよう、別紙様式に沿って必要事項を記載し、事業を提案してください。

なお、選定過程及び選定後において、専門家による事業内容等のコーチングにより、実際の実証事業の内容を申請内容(提案内容)から変更していただくことがあり、当該内容等のおり実証を行っていただくとは限りません。当該内容等は、選定において飽くまで参考情報として扱います。

(1) 様式1

申請団体名・当該団体の代表者名、実証事業名の案等を様式に沿って記載してください。

また、実証事業名は申請時に定めていただく案であり、選定された場合は、専門家によるコーチングにより変更していただくことがあります。

なお、申請団体や当該団体の代表者等の自署・押印は不要です。

(2) 様式2

申請団体の概要を様式に沿って記載してください。

また、申請団体の規約(所在地・会計方法等が記載された一般的な定款)等を応募申請書に添付してください。

新規で設立する申請団体の場合は、申請に際し規約等をあらかじめ作成し、作成中の場合も応募申請書に添付してください。

(3) 様式3

「2. 募集する実証事業」に掲げた条件が満たされるかが明確となるよう、事業計画等について記載してください。

記載された内容は、事業実施者の選定において使用します。審査項目等については、「Ⅲ. 事業実施者の選定」を参照してください。

(4) 様式4

実証事業等に係る経費について記載してください。

対象とする経費について、詳しくは、「6. 対象経費」を参照してください。

記載された内容は、「様式3」と同様に事業実施者の選定において使用します。審査項目等については、「Ⅲ. 事業実施者の選定」を参照してください。

(5) 事業概要説明書

「様式3」に記載した内容の一部を抜粋したものとなります。対象は、「様式3」の黄色マーカ

一で着色した項目です。

実証事業の概要が1枚で分かるように簡潔に記載してください。

なお、本事業概要説明書は、公表される前提で作成してください。

5. 応募申請書の記載に当たってのポイント

(1) コーチングについて

本事業では、専門家による事業内容等のコーチングを取り入れます。このため、次の点に留意の上、申請してください。

① コーチングとは

実証事業について、実施期間後の次年度以降においても、事業者が自ら継続及び拡大させることを目指し、事業体制・計画・制作・実施等に関して、専門家が事業実施者に対し改善指導やサポート等を行うものです。実証事業の運営・制作等は、専門家との併走により進めていただきます。

コーチングを通し、事業を令和4年度以降も本事業における実証事業で構築されたスキームを継続的に活用・展開し、自ら地域の観光需要の創出を目指すことを前提とします。また、コーチングにより得られた知見等は、他地域へも参考としていただくべく、広く横展開を行います。

② コーチングの分野

コーチングの実施においては、プロモーション、クリエイティブ、コンテンツ制作等の各分野に長けた専門家を、採択した実証事業の状況に応じ適宜配置します。

【コーチングの分野の例】

- (ア) 事業の構造・計画の精査
- (イ) プロモーション計画・実施のサポート
- (ウ) プロモーションツール(告知物)の制作のサポート
- (エ) コンテンツ造成のサポート
- (オ) 運営に関するプロジェクトマネジメント

③ 参考動画・資料等

過去の事業において取り入れたコーチングやそれを通じた地域の取組事例等について、次の動画や資料で紹介していますので、申請に当たり必ず参照するようにしてください。

【観光庁ウェブサイト内】「コーチング事業」のページ

(URL) <https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/coaching.html>

⇒「令和2年度(夜間・早朝の活用による新たな時間市場の創出事業)」内

<動画> 成果報告会

「アフターコロナにおける観光マーケットの傾向と課題解決の視点 ～観光庁

『令和2年度 夜間・早朝の活用による新たな時間市場の創出事業』成果報告会～」

(令和3年3月4日 オンライン開催したものを、YouTube の観光庁チャンネルにてアーカイブ配信中。)

注: 動画内の第5部において、本公募について説明しています。

<資料>ナレッジ集等

「アフターコロナにおける観光マーケットの傾向と本質的課題解決への事例集
(観光コンテンツ造成ポイント ナレッジ集)」

(2) 本事業の申請対象外となるケースについて

本事業においては、コーチングを通し、事業者が自ら事業を継続及び拡大することを前提としていることから、将来的な国内外の観光客の消費額増加及び満足度向上等又は他地域への横展開への寄与度が低いと考えられる取組については、本事業の申請対象とはしません。

【例】

- 数日間のイベント
- 無料のモニターツアーのみの実施
- 単なる広報素材のみの作成等

(3) 外的要因による影響に考慮した事業計画の策定について

新型コロナウイルス感染症等の外的要因による影響により、選定後、当初の計画どおりに実証事業を実施できない場合があります。

この点に考慮し、本申請において計画を策定する段階で、「7. 実証事業等の経費計上期間(実施期間)」に記載した経費計上期間(実施期間)内に実施できる蓋然性が低い計画とならないよう、留意してください。

また、例えば、外的要因により、実証事業期間中において販売・収益化が図れなくなった場合においても、実証事業終了後に販売等を行うことを見据えて事業計画を策定するよう、留意してください。

(4) 申請前の各種調整等について

申請前に、次の事項について調整等を行うようにしてください。

調整等を行っていないにもかかわらず、連携を想定している事業者名を無断で使用するなど、申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合には、採択後において経費の一部又はその全部が支払われないことがあります。

- ① 地方公共団体、民間事業者等で連携して事業を進める場合は、その連携体制を申請前に事業者間で構築・調整するようにしてください。
- ② 実証事業実施に当たり、食品営業や道路河川占用等の各種許認可を取得していることが必要な場合は、事業の申請前に許認可を取得するか、又は許認可申請若しくは許認可申請先と事前調整を行うようにしてください。

6. 対象経費

本事業における実証事業は、**補助金や交付金の類ではなく、観光庁における調査事業の一環として実施**し、実証事業によって得られた知見等について他地域へ広く横展開を行うものです。国によるこの調査に要する経費を、国費により負担します。

国費により負担する対象経費についての詳細は、次を参照してください。

(1) 実証事業等において対象とする経費

下表のうち、「1. 申請条件」並びに「2. 募集する実証事業」及び「3. 実証事業の実施に付随する業務」の要件を満たす事業活動を実施するために必要な経費であって、適切かつ効率的に計上されているものが対象となります。

なお、経費の計上期間は、「7. 実証事業等の経費計上期間(実施期間)」内に限ります。

対象経費の項目		概要
I. 実証事業等の費用	i. 人件費	<p>実証事業に関する業務(企画・開発、実施、アンケート調査等)、実証事業に付随する業務(事業計画書・事業実施報告書の作成等)のために臨時で雇用する者(アルバイト等)の人件費。</p> <p>人件費の算出に当たっては、企業等の給与規定等に則り、本事業に従事する時間数により算出してください。</p> <p>なお、従事日誌等により従事日又は従事時間を区分し、実証事業等に従事する部分の人件費を計上してください(各種手当・社会保険料等も適切に按分し計上すること。)</p> <p>おって、裁量労働制を適用している場合には、エフォート率^{※2}による按分計上が可能です。</p> <p>※2: 実証事業等に従事する者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち、当該事業の実施に必要となる時間の配分率(%)。</p>
	ii. 旅費	実証事業等を行うために必要な出張等に係る経費。
	iii. 謝金	<p>実証事業等を行うために必要な謝金(例: 会議等に出席した外部専門家等に対する謝金)。</p> <p>貴団体の謝金規定等に基づき計上してください(ただし、国の支出基準は超えないこと。)</p>
	iv. 広告宣伝費	実証事業内で行う、当該事業の魅力発信に向けた企画・開発・広報等に必要となる費用(例: ウェブサイト・パンフレット等の制作費、SNS 運営費、メディア等へのリリースに要する費用)。
	v. 借料及び損料	実証事業等を行うために必要な機械器具、会場、物品等のリース・レンタルに要する経費。
	vi. 消耗品費	実証事業等を行うために必要な消耗品(例: 紙、封筒、ファイル、文具)

	用品類)の購入に要する経費。 ただし、本事業等のみで使用されることが確認できるものに限る。
vii. その他諸経費	<p>実証事業等を行うために必要な経費のうち、当該事業等のために使用されることが特定・確認できるものであって、i. ~ vi. のいずれの区分にも属さないもの。</p> <p>例: 通信運搬費(例: 郵便料、運送代、通信・電話料) 光熱水料(例: 電気、水道、ガスの料金) 損害保険料 振込等手数料 翻訳通訳、速記費用 印刷費</p>
II. 再委託費	事業事務局との取決めにおいて、事業実施者が実証事業等の一部を当該事業者以外に行わせるために必要な経費。
III. 一般管理費	実証事業等を行うために必要な経費であって、本事業等に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、I. 及びII. の合計額の1割未満まで支払を認められた経費。

(2) 実証事業等の対象となる経費の規模(国費による部分)

実証事業等の実施において、国費により支弁する経費の規模については、1事業当たり18百万円(税込)を上限とします。また、採択件数の多寡や、採択過程における選定委員による書面審査やヒアリングの結果等を踏まえた上で、金額を調整します。

(3) 実証事業等の委託に関する事項

事業実施者に選定され、実証事業等の一部を事業実施者以外の者に委託する場合には、事前に観光庁及び事業事務局に可否を確認する必要があります。

また、事業の主たる部分(企画、実施、取りまとめ等)の委任はできません。

(4) 実証事業等の対象経費の精査に関する事項

対象経費については、事業中及び事業完了後に観光庁及び事業事務局が精査し、事業完了後に事業実施者(複数の事業者が連携して実証事業を行う場合は、代表となる主体。)へ支出する精算払いとなります。

次の補足事項に該当する経費等が含まれていると判断した場合には、対象経費から除外します。

【補足事項】

次のような経費は対象としません。

- ① 国、都道府県、市町村等により別途、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費
- ② 建物等施設の建設・改修に関する経費
- ③ 恒久的な施設の設置、大規模な改修に係る費用、耐久消費財や用地取得等、本事業の範囲に含まれ得ない経費
- ④ 本事業が調査事業であることを考慮せず、営利のみを目的とした活動に係る経費
- ⑤ コミュニティファンド等への初期投資(シードマネー)、出資金
- ⑥ 事業実施者における経常的な経費(事業実施者の人件費(ただし、本事業のために臨時で雇用する者(アルバイト等)の賃金は除く。)及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等)
- ⑦ 実証事業等の内容に照らし、事業実施者において当然備えているべき機器・備品等(例:机、椅子、書棚等の什器類、事務機器)
- ⑧ 親睦会に係る経費
- ⑨ 国の支出基準を上回る謝金費用
- ⑩ 本事業の申請に要した費用
- ⑪ その他実証事業等と無関係と思われる経費

7. 実証事業等の経費計上期間(実施期間)

(1) 実証事業の経費計上期間(実施期間)

原則として、観光庁及び専門家により構成される選定委員会によって事業採択が決定した後、事業事務局との契約又はそれに準ずる手続を交わした時点から令和4年1月31日までを対象とします。実証事業の終了後、事業実施報告書を作成していただくことと、令和3年度末に開催を予定している成果報告会等において、実証事業の成果を報告していただく場合があることに鑑み、実証事業の計画は、令和4年1月31日の直前まで実施するものとならないよう、留意してください。

ただし、個別の事情に鑑み、この期間外の取組についても対象とする必要があると観光庁及び事業事務局が認めた場合は、この限りではありませんが、申請において計画を策定する段階で、当該期間外も実証事業を行うことは前提としないよう、留意してください。

(2) 実証事業に付随する業務の経費計上期間(実施期間)

実証事業の開始前に作成していただく事業計画書の作成に要する人件費等の経費も、事業事務局との契約又はそれに準ずる手続を交わした時点のものからを対象とします。

また、実証事業の終了後の事業実施報告書の作成及び令和3年度末に開催を予定している成果報告会への参加に係る経費も計上対象とするところ、その扱いについての詳細は、観光庁又は事業事務局から、選定後に事業実施者へ別途連絡します。

Ⅲ. 事業実施者の選定

1. 選定方法

事業実施者の選定に当たっては、「2. 選定基準」に従って、申請期限までに申請があった提案の中から、専門家により構成される選定委員会において選定を行い、6月中に採択事業を公表する予定です。

2. 選定基準

選定に当たっては、以下の観点から審査を実施します。

必要に応じて、ヒアリング(遠隔によるものを含む。)を実施します。ヒアリング対象となった申請については、観光庁又は事業事務局から対象となる申請者へ別途連絡します。

(1) 形式審査

- 申請主体が、「Ⅱ. 募集内容等」の「1. 申請条件」に掲げる条件を満たしていること。
- 申請活動が、「Ⅱ. 募集内容等」の「2. 募集する実証事業」に掲げる要件を満たしていること。

(2) 内容審査

申請内容(提案内容)に対し、次の各項目について審査します。

<審査における必須項目>

① 事業内容の理解度	【審査項目】 (ア) 事業目標が、国及び専門家と協働し、自然・文化等の地域資源を活用した観光資源を発掘し磨き上げるために、地域資源の魅力の引き出し・活用及びそのための課題抽出・解決するものとなっていること。 (イ) 事業目的が、アドベンチャーツーリズム等の新たなインバウンド層の誘致に活用する取組を実施し、事業実施地域における観光客の消費額増加や満足度向上を図るものとなっていること。 (ウ) 調査事業における実証事業として、他地域への横展開への寄与度が期待できること。
② 地域に対する理解度	【審査項目】 (ア) 事業実施地域の現状・課題を把握していること。 (イ) 当該地域の擁する自然・文化等の資源を、幅広くかつ深く把握していること。
③ 取組の具体性	【審査項目】 (ア) 事業実施地域の課題の解決に資するよう、地域資源の有効な活用方法を検討していること。 (イ) 「(ア)」の販売を見据え、その流通や販売促法等について有効な施策を検討していること。
④ 事業遂行の	【審査項目】

<p>確実性</p>	<p>(ア) 実証事業等の実施体制について、事業の目的達成及び円滑な事業計画の遂行に必要となる組織・人員等を、質量双方の観点で十分に備えているか、又はその強化のための検討を行っていること。</p> <p>(イ) 申請団体となる代表主体の主導により、実施体制における役割が適切に分担され、明確となっていること。</p> <p>(ウ) 実施体制又はそれを構成する主体(代表主体及び代表主体以外の事業者)のこれまでの実績等から、事業の目的達成及び円滑な事業計画の遂行が期待できること。</p> <p>(エ) 実証事業終了後、事業者自らによる事業の継続及び拡大を見据えた実施体制となっていること。</p>
<p>⑤ 提案内容の採算性</p>	<p>【審査項目】</p> <p>(ア) 必要経費の上限額内において、取組内容に応じた適切・有効な経費支出を試みていること。</p> <p>(イ) 実証事業の販売体制等に鑑み、経費に見合った事業成果が期待できること。</p>
<p>⑥ 提案内容的確性</p>	<p>【審査項目】</p> <p>(ア) 実証事業期間内において、着実に進められる計画を立てていること。</p> <p>(イ) 実証事業終了後、事業者自らによる事業の継続・拡大を見据えた計画を立てていること。</p>

<審査における加点項目>

実証事業の提案において次の観点が含まれている場合は、加点要素とします。

① 事業内容の理解度関連

- 事業目的が、観光客の消費額増加や満足度向上という観点を超え、観光産業の枠組みを超えた地域の活性化を図るものとなっている。

② 地域に対する理解度関連

- 事業推進に当たり、経済効果の観点に限らずではなく、地域住民にも配慮し、地域の文化やまちづくりにコミットできる持続可能な観光の在り方が検討されている。

③ 取組の具体性関連

- 実証事業の実施に当たり、訴求するターゲットを適切に選定している。
- 実証事業のプロモーションに際して、OTA(Online Travel Agency)の活用やSEO(Search Engine Optimization)対策、ハッシュタグマーケティング等について具体的な戦略がある。
- 実証事業の実施に付随して、交通アクセスの工夫や安全対策、外国人受入環境整備等の観光客の利便性に資する取組を検討している。

④ 事業遂行の確実性関連

- 重点支援 DMO など、観光庁が登録した「登録観光地域づくり法人(DMO)」が実施体制に参画していること。
- 事業の主たる部分(企画、実施、取りまとめ等)が、事業実施地域を活動拠点とする事業者により行われる実施体制となっており、当該地域が主体となった取組が期待できる。
- 観光事業者に限らず、地域の若者など、意欲のある多様な関係者が事業の枠組みを超えて連携した実施体制が敷かれている。
- 実施体制の枠外においても、関連する外部機関との連携・調整が取れている又は取れる見込みである。

⑤ 提案内容の採算性関連

- 事業実施地域全体の経済波及効果を見据え、面的な取組となっている。
- 国費による実証事業と、それに関連する地域が自らの費用で実施する取組との相乗効果が大きい。

⑥ 「①」～「⑤」以外の観点

- そのほか、本事業趣旨に沿った取組を期待できる内容が含まれている。

3. ヒアリングの実施等

選定に当たり、必要に応じて、申請内容(提案内容)についてヒアリング(遠隔によるものを含む。)を実施します。

また、必要に応じ、追加資料提出等の対応を求める場合があります。

いずれの場合も、観光庁又は事業事務局から対象となる申請者へ別途連絡します。

4. 選定結果の公表

選定結果については、観光庁又は事業事務局から、選定者に対して通知するとともに、観光庁のウェブサイトにて選定団体名、事業内容等について公表します。

また、選定・不選定の理由に関する個別の問合せはお控えください。

IV. 実証事業の申請・手続きに関する質問

1. 実証事業の申請方法

【申請書類の提出方法】

電子メールによる提出のみとします。

紙媒体や CD-ROM 等の電子媒体を、郵送・持込み等の方法で提出することはできません。

【提出物】

下表の様式・ファイル形式に沿い、(1) PDF 形式1点及び(2)PowerPoint 形式1点の電子データ計2点を電子メールに添付し、提出してください。

各様式は、観光庁ウェブサイトからダウンロードできます。

提出物	様式	ファイル形式
(1)PDF 形式	様式1: 申請書	各様式を Word 形式により作成し、一式を PDF 形式1点にまとめ、提出。
	様式2: 申請団体概要書	
	様式3: 実証事業の計画	
	様式4: 必要経費の内訳	
(2)PowerPoint 形式	事業概要説明書	PowerPoint 形式により作成・提出。

(注意点)

- 各様式は、日本産業規格 A 列4版(A4)及び日本語で作成してください。
- 地域のパンフレット等の参考資料がある場合、上表(1)の PDF 形式内、様式4に続けてまとめるようにし、上表(1)・(2)の電子データ2点以外の電子メールへの添付は避けてください。
- 提出する電子データ2点について、**実証事業の実施地域の市区町村コードを【】で囲い、それぞれのファイル名の冒頭に付してください。**複数の市区町村を跨ぐ場合は、事業において最も主要となる市区町村のコードを1つ選んで付すようにしてください。市区町村コード(団体コード)は、総務省のウェブサイト(<https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>)から検索することができます。

例: 東京都千代田区が実施地域の場合… 【131016】ファイル名

- 提出する電子データ2点は、**ファイル容量が合わせて 10MB 以内**となるようにしてください。
- 提出する電子データの電子メールへの添付に代え、大容量送受信ツール等を使用することは、原則としてできません。やむを得ずファイル容量が 10MB を超える場合は、以下の【宛先】へ、件名の冒頭に「**【問合せ】**」と付記し、電子メールにより観光庁へご相談ください。
- 当該電子データには、ウイルスチェックを実施してください。

【宛先】 電子メール hqt-rediscovery@mlit.go.jp

注: 電子メールの件名の冒頭に、必ず「**【提出】**」と付記してください。

【申請期限】 令和3年5月6日(木) 17:00(必着)

注: 本期限までに観光庁が受領したものを有効として取り扱います。

一度提出したものを差し替える場合も、本期限までに再提出してください。

【申請後の連絡】

- 電子メールの受信後、観光庁から受信確認のメールを送付します。
- 受信確認のメールが届かない場合を除き、申請書類の受領確認のために観光庁へ電話等により照会することはお控えください。
- 提出不備等の場合や追加資料提出等の対応を求める場合、観光庁又は事業事務局から対象となる申請者へ別途連絡します。
- ヒアリング(遠隔によるものを含む。)対象となった申請については、観光庁又は事業事務局から対象となる申請者へ別途連絡します。

2. 公募・申請手続きに関する質問

【質問方法】

電子メールによりお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、在宅勤務等で担当者が不在の場合が多いため、観光庁への訪問や電話による質問等はお断りさせていただきます。

【質問受付期間】

令和3年3月31日(水)～令和3年4月16日(金) 17:00(必着)

【宛先】 電子メール hqt-rediscovery@mlit.go.jp

注: 電子メールの件名の冒頭に、必ず「**【問合せ】**」と付記してください。

【質問後の連絡】

- 電子メールの受信後、観光庁から受信確認のメールを送付し、おって回答のメールを送付します。
- 受信確認のメールが届かない場合、又は回答のメールが3開庁日を経過しても届かない場合を除き、観光庁へ電話等により照会することはお控えください。

V. 留意点

本事業における実証事業は、**補助金や交付金の類ではなく、観光庁における調査事業の一環として実施**し、実証事業によって得られた知見等について他地域へ広く横展開を行うこととしています。国によるこの調査に要する経費を、国費により負担します。

このことに鑑み、申請に当たっては以下の点についても留意してください。

1. 申請内容等について

- (1) 実証事業の内容が宗教活動や政治活動を目的としないこと。
- (2) 実証事業の内容に、具体的な実現見込みのない取組を記載しないこと。
- (3) 本事業における実証事業は、専門家による事業内容等のコーチング(改善指導等)を取り入れ、専門家との併走により進めていただきます。このため、選定過程及び選定後において、実際の実証事業の内容を申請内容(提案内容)から変更していただくことがあり、当該内容等のおり実証を行っていただくとは限りません。当該内容等は、選定において飽くまで参考情報として扱います。
- (4) 選定においては、書面審査に加え、必要に応じて、ヒアリング(遠隔によるものを含む。)を併せて行います。申請書類、ヒアリングで入手した情報、追加で提出された資料等については、選定委員会の委員等に提供します。
- (5) 申請書類、ヒアリングで入手した情報、追加で提出された資料等については、選定委員会の委員等に提供します。
- (6) 採択に当たり合意した事項が行われない又は守られない場合、申請書に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合は、本申請を無効とします。事業の選定後に虚偽等が発覚した場合も同様で、経費の一部又は全額が支払われないことがあります。

2. 事業期間中について

- (1) 選定された実証事業の進捗・執行管理は、基本的に事業実施者のうち基本的に代表となる主体が実施し、事業事務局が側面支援を行います。
- (2) 実証事業の選定を受けた者は、選定通知を受けた後、当該実証事業の内容を変更する場合、又は実証事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に観光庁又は事業事務局の承認を得なければならないこととします。ただし、観光庁又は事業事務局からの事実関係の確認やコーチングに応じて内容を変更した場合は、この限りではありません。

3. 事業完了後について

- (1) 事業実施者には、事業完了後1週間以内に次の書類を提出していただきます。
(書類の様式及び提出先は、事業実施者に対し別途指定します。)
- 様式5: 完了報告書
 - 様式6: 精算報告書

- 様式7:経費内訳報告書
 - 様式8:事業実施報告書
- (2) 事業完了後には、得られた知見等について他地域へ広く横展開を行うため、観光需要の創出や旅行消費額の拡大に向けた取組の参考となるよう、国等により、当該事業の成果(「3.(1)」において提出された報告書を含む。)やコーチング内容を公表する予定です。また、各事業実施者においても、令和3年度末に開催を予定している成果報告会等において、進捗状況や取組内容、成果を報告していただくなど、当該事業の成果を対外的に情報発信していただくことを予定しております。
- (3) 本事業は、令和3年度の単年度事業のため、原則として、実証事業等の経費を令和4年度へ繰り越して国費で負担することはできません。令和4年度以降は、本事業における実証事業で構築されたスキームを継続的に活用・展開し、自ら地域の観光需要の創出を目指すことを求めます。このため、令和4年度以降においても、事業の進捗について継続して調査する予定のため、観光庁が必要と判断した場合、関係する報告を求めることや、関係者への事情聴取、事業成果の発表を求める場合があります。

4. 事業経費・精算について

- (1) 申請時においては明確な成果目標を示していただき、その達成状況及び「3.(1)」における報告書の内容によっては、一部又は全部の経費を国が支払わない場合があります。また、事業の選定後に虚偽等が発覚した場合も同様です。
- (2) 経費計上の対象期間は、原則として、観光庁及び専門家により構成される選定委員会によって事業採択が決定した後、事業事務局との契約又はそれに準ずる手続を交わした時点から令和4年1月31日までの期間とします(ただし、個別の事情に鑑み、この期間外の取組についても対象とすると観光庁及び事業事務局が判断した場合は、この限りではありませんが、申請において計画を策定する段階で、当該期間外も実証事業を行うことは前提としないよう留意してください。)。このため、申請に要する経費等は、実証事業の採択前に発生する経費であり、対象とはなりません。
- (3) 事業内で新たに機材や装置等が必要となった場合は、購入ではなくリースによる対応としてください。
- (4) 既に提供されているコンテンツを活用し、新たな事業を実施する場合は、実証事業の実施期間内において、新たに実施される取組に係る部分のみを経費の対象とします。
- (5) 事業実施者は、実証事業等に係る経理について、他の経理と明確に区別し、その収支の事実を明確にした証拠書類(契約書、支払い領収書等)を整理し、事業終了後1年間保存しなければなりません。また、精算の際には証拠書類の写しを提出していただきます。
- (6) 選定を受けた事業実施者は、経費の執行に係る全ての責任を負うことになり、事業経費の適正な処理や採択された事業を遂行する等の義務が生じます。
- (7) 取組に係る経費は、証拠書類の写しを提出していただき、対象経費であるかを観光庁及び事業事務局が精査し、額が確定したのち、精算払いとなります。

5. メディア等からの問合せ等について

- (1) メディア等から実証事業について問合せや取材があった場合、必ず、遅滞なく事業事務局に連絡をするとともに、その内容が記事掲載又はテレビ放送されるなどされた場合には、必ず、遅滞なく事業事務局にその内容を報告してください。また、その報告の内容を事業実施報告書に含めていただく場合があります。

6. その他

- (1) 実証事業の PR 映像撮影、報道機関への発信、イベントや広報活動など、協力依頼を行う可能性があり、依頼を受けた際には協力していただく場合があります。
- (2) 特定された実証事業については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該主体の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (3) 実証事業の成果物(「Ⅱ. 募集内容等」の「3. 実証事業の実施に付随する業務」で作成された事業実施報告書等の資料を指す。以下同じ。)の帰属事項については、以下のとおりとします。
 - ① 成果物に関する著作権^{※3}、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は観光庁に帰属するものとする。
 - ② 成果物に含まれる事業実施者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
 - ③ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、事業実施者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
 - ④ 事業実施者は、成果物の一部修正等を観光庁に認めることとする。

※3 著作権は、次の一切を含むこととする。

「複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信・公の伝達権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権、二次的著作物の利用権」

- (4) 実証事業を実施するに当たり知り得た情報の取扱いについては、以下の指示に従う他、個人情報保護法及び「国土交通省所管分野における個人情報に関するガイドライン」等により、適切に対応することとします。
 - ① 提供された情報、実証事業実施において知り得た情報については、事業実施期間中及び事業終了後についても、その秘密を保持し、本調査以外に使用しない。
 - ② 提供を受けた情報及び実証事業実施において知り得た情報のうち、機密性2(情報公開法に定める不開示情報に該当する蓋然性が高い情報を含む情報)以上の情報については、日々厳重な管理体制のもと管理し、観光庁及び事業事務局と協議の上、令和4年3月31日以降速やかに全て消去する。

(5) 秘密の保持

観光庁は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律66

号)に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。